

平成28年度使用教科用図書に係る徳島県教育委員会の基本方針(案)

1 採択について

- 県立学校においては、県教科用図書選定審議会の意見を聞き、県教育委員会が採択する。
- 市町村立義務教育諸学校においては、11採択地区ごとに市町村教育委員会が採択する。

2 教科用図書採択に臨む基本姿勢

- 採択権者の責任において、主体的で適正かつ公正な採択が行われるよう指導・助言・援助に努める。
また、開かれた採択をより一層進めるために、保護者の参画等についても引き続き指導助言する。

3 徳島県教科用図書選定審議会委員の選出

- 無償措置法の定めにより人選を行う。その際、採択地区のバランスを図るとともに、保護者・女性の委員の選出について、その促進を図られるよう配慮する。

4 徳島県教科用図書専門調査員会調査員の選出

- 各教科に関する専門的な知識及び高い教養を有し、教科用図書採択に関して公正公平な言動がとれる優秀な人物を、地域のバランスを配慮するとともに、市町村教育委員会及び学校長等の意見などを勘案しながら人選する。
また、採択地区における専門調査員についても、適切な人選が行われるよう指導助言する。

5 教科用図書の専門調査

- 文部科学省の検定に合格し、教科書目録に登録されたすべての教科用図書の中から、本県の児童生徒にとって適切な教科用図書が採択されるよう教科書の内容についての十分な調査研究に努める。
- 学習指導要領の内容等のどの点を重視しているかなど、各採択権者においてより参考となるよう内容の一層の工夫・充実を図る。

6 教科用図書の展示会

- 法定展示期間において、県内11箇所での展示会場で開催する。
なお、法定期間終了後においても、可能な限り展示会を実施できるよう配慮する。
- 展示会の開催について広く県民に周知するために、県教育委員会等の発行する広報誌やホームページ、市町村の発行する広報誌及び一般新聞紙上等での積極的な広報を行う。
- 本年度展示期間 平成27年6月19日(金)～7月2日(木)の14日間
(教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第5条の規定による)

7 県が行う情報公開

- 県教育委員会に関する情報の公開は、無償措置法施行令第13条の定める採択期間終了後の9月1日以降とする。
なお、採択権者においても、採択理由等についての情報を公開するよう指導助言する。

8 教科書採択の公正確保について

- 適正かつ公正な採択が行われるよう、関係者に対して指導助言を徹底する。

平成27年度徳島県教科用図書採択地区・教科書センター

平成27年4月現在

	採択地区名 ()市町村数	地 域		教科書センター保有数 設置市町村(設置場所)	備 考 (センター名)	住所 電話番号
		郡 市	市 町 村			
1	徳島・名東・名西 採択地区 (4)	徳島市 名東郡 名西郡	徳島市 佐那河内村 石井町・神山町	1 徳島市 (内町小学校)	徳島教科書センター	〒770-0851 徳島市徳島町城内1-15 088-622-0742
2	鳴門採択地区 (1)	鳴門市	鳴門市	1 鳴門市 (鳴門市教育支援室)	鳴門教科書センター	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜31-36 088-686-8806
3	小松島・勝浦 採択地区 (3)	小松島市 勝浦郡	小松島市 勝浦町・上勝町	1 小松島市 (小松島市教育委員会)	小松島教科書センター	〒773-0006 小松島市横須町2-14 0885-32-3811
4	阿南採択地区 (1)	阿南市	阿南市	1 阿南市 (阿南市立那賀川図書館)	阿南教科書センター	〒779-1235 阿南市那賀川町苅屋308-1 0884-42-3111
5	吉野川採択地区 (1)	吉野川市	吉野川市	1 吉野川市 (吉野川市川島図書館)	吉野川教科書センター	〒779-3303 吉野川市川島町桑村883-1 0883-25-3141
6	阿波採択地区 (1)	阿波市	阿波市	1 阿波市 (阿波市立市場図書館)	阿波教科書センター	〒771-1602 阿波市市場町市場字上野段212番地2 0883-36-6455
7	美馬採択地区 (2)	美馬市 美馬郡	美馬市 つるぎ町	1 美馬市 (脇町小学校)	美馬教科書センター	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保 116 0883-52-1165
8	三好採択地区 (2)	三好市 三好郡	三好市 東みよし町	1 三好市 (池田小学校)	三好教科書センター	〒778-0001 三好市池田町ウエ/2379 0883-72-1241
9	那賀採択地区 (1)	那賀郡	那賀町	1 那賀町 (那賀町教育委員会)	那賀教科書センター	〒771-5203 那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 0884-62-1106
10	海部採択地区 (3)	海部郡	美波町・牟岐町 海陽町	1 牟岐町 (牟岐町立図書館)	海部教科書センター	〒775-0004 海部郡牟岐町大字川長字新光寺82 0884-72-2300
11	板野採択地区 (5)	板野郡	松茂町・北島町 藍住町・板野町 上板町	1 板野町 (徳島県立総合教育センター)	中央教科書センター	〒779-0108 板野郡板野町犬伏字東谷1-7 088-672-5000

【参考資料】

1 教科書検定・採択の周期

◎：検定 △：採択 ○：使用開始

年度（平成）		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
小学校	検定			◎				◎			
	採択				△				△		△
	使用開始	○				○				○	
中学校	検定				◎				◎		◎
	採択	△				△				△	
	使用開始		○				○				○
高等学校 低学年用	検定	◎				◎				◎	
	採択		△				△				△
	使用開始	○		○				○			
高等学校 中学年用	検定		◎				◎				◎
	採択	△		△				△			
	使用開始		○		○						
高等学校 高学年用	検定	◎		◎				◎			
	採択		△		△						
	使用開始			○		○				○	

※平成30年度以降については予測であり未確定です。

新学習指導要領 小学校：平成23年度から全面实施

（平成22年度が採択の年）

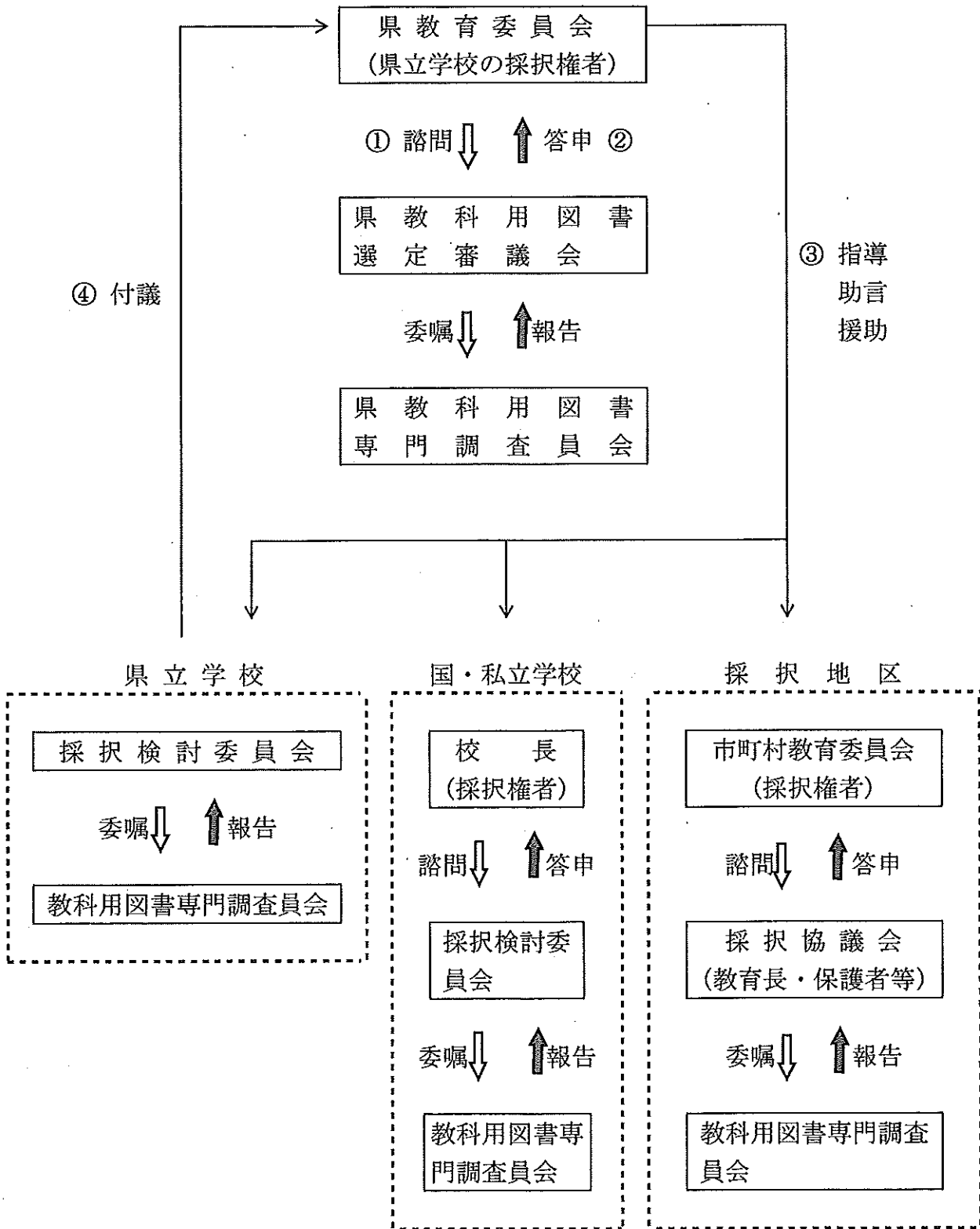
中学校：平成24年度から全面实施

（平成23年度が採択の年）

（注） ※使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと，高校は毎年採択替え）

※特別支援学校・特別支援学級における教科用図書は毎年採択替えができる。

義務教育諸学校における教科書採択の関係図



平成28年度使用教科用図書採択スケジュール

期日 (H27)	内 容
4月	<p>○<u>定例教育委員会付議（基本方針，選定審委員，諮問事項）</u></p> <p>↓ 諮問</p>
5月	<p>○<u>第1回教科用図書選定審議会（採択基準，調査研究の方法等審議）</u></p> <p>◎県立中学校 第1回検討委員会</p> <p>○県教科用図書専門調査員会（専門調査開始）</p>
6月	<p>○県教科用図書専門調査員会（専門調査終了）</p> <p>○<u>第2回教科用図書選定審議会（選定資料完成）</u></p> <p>↓ 答申</p> <p>○<u>定例教育委員会（選定資料答申）</u></p> <p>※<u>各採択地区，国立・県立・私立中学校へ送付</u></p> <p>↓ 指導・助言・援助</p>
7月	<p>○<u>各採択地区</u> ◎県立中学校 第1回教科用図書専門調査員会 （選定資料をもとに調査開始）</p> <p>◎県立中学校 第2回教科用図書専門調査員会</p> <p>○各採択地区</p>
8月	<p>（選定資料をもとに調査終了）</p> <p>◎県立中学校 第2回検討委員会</p> <p>◎県教育委員会へ報告</p> <p>◎<u>定例教育委員会（県立中学校教科書採択）</u></p>
(31日)	<p>○<u>市町村教育委員会（県へ採択結果報告完了）</u></p>
9月	<p>○定例教育委員会（県内採択地区教科書採択結果報告）</p> <p>○採択終了</p>

教科書採択関係法令等

【学校教育法】

(教科用図書・教材)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

3 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

(準用規定)

第82条 第26条，第27条，第31条（第49条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。），第32条，第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。），第36条，第37条（第28条，第49条及び第62条において準用する場合を含む。），第42条から第44条まで，第47条及び第56条から第60条までの規定は，特別支援学校に，第84条の規定は，特別支援学校の高等部に，これを準用する。

(教科用図書使用の特例)

附則第9条 高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては，当分の間，第34条第1項（第49条，第62条，第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

【学校教育法施行規則】 (教育課程の特例)

第131条 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部において，複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において，特に必要があるときは，第126条から第129条までの規定にかかわらず，特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において，文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは，当該学校の設置者の定めるところにより，他の適切な教科用図書を使用することができる。

(特別支援学級の教育課程編制の特例)

第138条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については，特に必要がある場合は，第50条第1項，第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず，特別の教育課程によることができる。

(特別支援学級の使用する教科書の特例)

第139条

前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては，文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には，当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより，他の適切な教科用図書を使用することができる。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
6. 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】

(都道府県の教育委員会の任務)

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見を聞かなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令】

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第8条 教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第9条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第10条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第11条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択の時期)

第13条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

【徳島県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例(昭和39年3月21日条例第58号)】

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第2項の規定に基づき設置された徳島県教科用図書選定審議会の委員の定数は、20人とする。

【徳島県教科用図書選定審議会規則(昭和39年3月28日教育委員会規則第2号)】

(会長及び副会長)

第2条 選定審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 会長は会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 選定審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第6条 選定審議会に、教科用図書の専門的な調査研究を行なわせるために、教科用図書専門調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 調査員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

一 小学校、中学校、特別支援学校の校長及び教員

二 教育委員会の事務局の指導主事

【教科書の発行に関する臨時措置法施行規則】

第5条 教科書展示会は、6月1日から7月31日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

2 前項の指示は、告示をもってこれを行う。

【義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示（平成26年1月17日文科科学省告示第2号）】

第3章 各教科固有の条件
〔社会科（「地図」を除く。）〕

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 小学校学習指導要領第2章第2節の第2「各学年の目標及び内容」の〔第6学年〕の3「内容の取扱い」の(3)のアについては、選択して学習することができるよう配慮がされていること。
- (2) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
- (3) 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。
- (4) 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。
- (5) 近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。
- (6) 著作物、史料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であること。また、法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。
- (7) 日本の歴史の紀年について、重要なものには元号及び西暦を併記していること。

【平成26年1月28日付けで、25文科初1159号文部科学省初等中等教育局長通知「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂】

(別添)

領土関係

学習指導要領解説【中学校】

※下線の部分は変更部分

○中学校学習指導要領解説 社会編〔地理的分野〕(抄)

改訂後	改訂前
<p>「領域の特色と変化」の中の「領域」とは、…(中略)…。また、我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目させ、国境がもつ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。</p> <p>その際、「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること」(内容の取扱い)とあることから、北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)や竹島について、それぞれの位置と範囲を確認させるとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことを、その位置や範囲とともに理解させることが必要である。</p>	<p>「領域の特色と変化」の中の「領域」とは、…(中略)…。また、我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目させ、国境がもつ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。</p> <p>その際、「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること」(内容の取扱い)とあることから、北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)については、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため、その返還を求めていることなどについて、的確に扱う必要がある。また、我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。</p>

(参考：中学校学習指導要領(平成20年3月告示)該当部分)

2 内容

(2) 日本の様々な地域

ア 日本の地域構成

地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア)「領域の特色と変化」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。

○ 中学校学習指導要領解説 社会編〔歴史的分野〕（抄）

改 訂 後	改 訂 前
<p>「富国強兵・殖産興業政策」については、「廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定」（内容の取扱い）などを取り扱い、学制など今日につながる諸制度がつくられたことや、身分制度の廃止にもかかわらず現実には差別が残ったことに気付けさせる。「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯にも触れる。また、中国や朝鮮との外交も扱う。</p>	<p>「富国強兵・殖産興業政策」については、「廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定」（内容の取扱い）などを取り扱い、学制など今日につながる諸制度がつくられたことや、身分制度の廃止にもかかわらず現実には差別が残ったことに気付けさせる。「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、中国や朝鮮との外交も扱う。</p>

（参考：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）該当部分）

2 内 容

(5) 近代の日本と世界

イ 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。

3 内容の取扱い

(6) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの「開国とその影響」については、アの欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。(略)

○ 中学校学習指導要領解説 社会編〔公民的分野〕（抄）

改 訂 後	改 訂 前
<p>「世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ」については、国際政治は国際協調の観点に基づいて国家間の対立の克服が試みられていることを、「領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項」（内容の取扱い）を踏まえて理解させることとしている。すなわち、・・・（中略）・・・国際連合の総会、安全保障理事会など主要な組織の目的や働きの概要に触れながら、国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を認識させるとともに、<u>国際社会において、国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解させ、我が国と国際社会のかかわりを考えさせることが大切である。</u></p> <p>その際、<u>地理的分野、歴史的分野における学習の成果を踏まえ、国家間の問題として、領土（領海、領空を含む）については我が国においても、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を理解させ、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解させる。</u></p>	<p>「世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ」については、国際政治は国際協調の観点に基づいて国家間の対立の克服が試みられていることを、「領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項」（内容の取扱い）を踏まえて理解させることとしている。すなわち、・・・（中略）・・・国際連合の総会、安全保障理事会など主要な組織の目的や働きの概要に触れながら、国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を認識させ、我が国と国際社会のかかわりを考えさせることが大切である。</p> <p>その際、国家間の問題として、領土（領海、領空を含む）については我が国においても<u>未解決の問題も残されており、平和的な手段による解決に向けて努力していること、国際社会において、国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解させる。</u></p>

（参考：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）該当部分）

2 内容

(4) 私たちと国際社会の諸課題

ア 世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。（略）

3 内容の取扱い

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。

(イ)「世界平和の実現」については、領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。